

会津若松市総合評価方式の手引き  
(建設工事)

平成31年4月改正

会 津 若 松 市

# 目 次

第1章	はじめに	1
第2章	総合評価方式とは	1
第3章	制度の概要	1
1.	対象工事	1
2.	発注方式	2
3.	総合評価方式の型式	2
4.	落札者決定基準の設定	2
5.	学識経験者からの意見聴取	2
6.	発注工事の公告	3
7.	入札までの流れ	3
8.	特定JVの入札参加の申し込みについて	3
9.	入札書の提出	4
10.	技術提案について	4
11.	技術評価点申請書等の提出	5
12.	入札の無効	6
13.	施工計画書及び技術提案書の審査	6
14.	総合評価の方法	7
15.	落札候補者及び落札者の決定	7
16.	評価内容の担保	7
17.	提案内容の取り扱い	8
18.	評価結果等の公表	8
参考資料		9
○	落札者決定基準 例	10
○	入札公告 例	<u>11</u>
○	入札説明書 例	<u>15</u>
○	評価項目及び評価基準 例	<u>19</u>
○	総合評価方式 様式関係記載留意事項	<u>26</u>
○	封筒記載例（単体企業、特定建設工事共同企業体）	<u>35</u>
○	技術提案書の例	<u>37</u>
○	技術評価点申請書等様式	<u>38</u>
○	特定建設工事共同企業体（入札参加申込書）	<u>51</u>
○	特定建設工事共同企業体協定書	<u>52</u>

## 第1章 はじめに

平成17年4月施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）においては、工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保に向けた取組として総合評価方式の適用を掲げています。

本市においては、平成21年7月から総合評価方式を試行導入してきたところですが、工事の施工計画や技術提案を求めることにより、より高い工事品質の確保や地域への貢献の促進等の効果が認められたことから、これまでの取組・制度を踏まえ、平成30年9月から本格的な実施に移行したところです。

この「会津若松市総合評価方式の手引き」は、「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に基づき、本市の総合評価方式の実施に関し必要な事項を示したものです。

## 第2章 総合評価方式とは

総合評価方式は、いわゆる価格競争型の入札と異なり、価格と価格以外の要素（企業の技術力や地域貢献等）を総合的に評価し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うもので、これにより、入札に参加する企業の技術面での競争を促し、工事品質の向上はもとより不良・不適格業者及びダンピング受注の排除、談合防止など公正な取引秩序が確保され、建設業の健全な発展及び公共工事の担い手の育成にも資する制度です。

## 第3章 制度の概要

会津若松市の工事の発注における総合評価方式の概要は次のとおりです。

### 1. 対象工事

対象工事は、予定価格が1億5千万円以上で技術的な工夫の余地が大きい工事です。

※ 技術的な工夫の余地の大きい工事とは、施工上のコスト面、工事目的物の性能・機能面又は施工現場の周辺環境面等に係る一般的な工夫若しくは高度な施工技術に関する専門的な工夫のうちいずれかについて提案を求める余地のある工事を指します。

ただし、下記の工事は除外する場合があります。

- (1) 災害復旧工事その他緊急を要する工事
- (2) 入札参加資格に係る地域要件において次に掲げる業者以外も対象とする工事
  - ア 市内に所在する本社又は本店を登録する業者（市内業者）
  - イ 市内の支店又は営業所を登録する業者（準市内業者）
- (3) 総合評価方式の対象工事として公告に付した工事のうち、入札者が得られず入札不調となった工事

## 2. 発注方式

発注方式は、会津若松市建設工事発注基準（平成19年12月7日決裁）により、制限付一般競争入札とします。

## 3. 総合評価方式の型式

総合評価方式の型式は、標準型とします。

※ 標準型とは、技術的工夫の余地が大きい工事で、安全対策、交通・環境への影響の軽減、工期の短縮等の施工上の提案、施工計画や同種工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するものです。

## 4. 落札者決定基準の設定

落札者決定基準については、当該工事の特性等に応じ発注工事毎に設定することになります。

なお、落札者決定基準は、次の(1)から(3)の事項等について設定します。

(1) 評価項目の設定 (※1)

(2) 評価基準の設定

(3) 評価点（加算点） (※2)

※ 落札者決定基準の設定の例としては、P10を参照してください。

(※1)

評価項目の設定にあたっては、次の①から⑤の事項に関して設定します。

- ① 企業の技術力（実績・経験等）に関する評価
- ② 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に関する評価
- ③ 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価
- ④ 施工計画の適切性に関する評価
- ⑤ 技術提案に関する評価

(※2)

評価点（加算点）の上限は、20点とします。

## 5. 学識経験者からの意見聴取

次の場合に、会津若松市総合評価員（市長が学識経験を有する者に委嘱。以下「評価員」という。）2名から意見を聴取します。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 落札者を決定しようとするとき。

※ (2)については、(1)の意見聴取の際に、落札者を決定しようとするときの意見聴取が改めて必要であるとの意見があったときに聴取します。

## 6. 発注工事の公告

総合評価方式の対象工事については、入札公告において、次に掲げる事項を明示します。

- (1) 総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 総合評価方式に関する評価項目及び評価基準
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) その他必要と認める事項

## 7 入札までの流れ

入札公告で示す入札参加資格要件を確認してください。

入札に参加する組織形態が、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）のいずれの形態となるかによって手続きが一部異なりますのでご注意ください。

- (1) 「単体企業」として入札参加する場合。（混合入札において単体企業として入札参加する場合を含む。）
  - ① 入札（電子入札） → 下記9を参照
  - ② 入札公告又は入札説明書において定められた書類（以下「技術評価点申請書等」という。）の提出（郵送） → 下記10、11を参照
- (2) 特定JVとして入札参加する場合。（特定JVによる参加が認められた制限付一般競争入札に限る。）
  - ① 特定JVの入札参加申し込み（市契約検査課窓口へ持参） → 下記8を参照
  - ② 入札（電子入札） → 下記9を参照
  - ③ 入札公告又は入札説明書において定められた書類（以下「技術評価点申請書等」という。）の提出（郵送） → 下記10、11を参照

※ 同一案件の入札で、「単体企業としての入札」と「特定JVとしての入札」を重複して行った場合、両方の入札とも無効となりますので、ご注意ください。

## 8. 特定JVの入札参加の申し込みについて

特定JVによる参加が認められた制限付一般競争入札に参加しようとする特定JVは、入札公告において定められた入札参加の申込に係る書類を提出してください。

単体企業として参加する場合は提出の必要はありません。

### (1) 提出書類

次に掲げる書類のうち、入札公告において定められたものとします。

- ① 制限付一般競争入札参加申込書（特定建設工事共同企業体）（資料P. 51記載様式）
- ② 特定建設工事共同企業体協定書（資料P. 52記載様式）の写し
- ③ その他市長の指定する書類

(2) 提出期限

入札公告で示された提出期限までに提出してください。

(3) 提出方法

市契約検査課窓口まで持参してください。

9. 入札書の提出

入札書の提出は会津若松市電子入札システムにより行います。方法等については、別マニュアル「電子入札の手引き」のうち、「第2章 電子入札について」を参照してください。

※ ただし、当該マニュアル中「8. 入札回数について」については、入札公告により示すものといたします。

※ マニュアル掲載箇所：会津若松市ホームページ内「電子入札のページ」  
<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2015013000105/>

※ 特定JVとして入札書を提出する場合は、上記8の入札参加の申し込みを行ったうえで、特定JVを代表する構成員の代表者又は当該代表者から入札に関する一切の権限について委任を受けた者のICカードを使用してください。

10. 技術提案について

入札公告により、施工計画書及び技術提案書の提出が求められた場合には、次のどちらかの方法により提出してください。

(1) 技術提案を行う場合

市が図面及び仕様書等により示した施工方法（以下「発注提示案」という。）以外の提案（以下「技術提案」という。）を行う場合は、技術提案書にその内容等を記載したうえで当該技術提案も加味した施工計画を施工計画書に記載し、提出してください。

(2) 技術提案を行わない場合

技術提案を行わない場合は、技術提案書に技術提案をしない旨を記載したうえで発注提示案に基づく施工計画を施工計画書に記載し提出してください。

※ その他

施工計画書及び技術提案書の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、提出物の返却は行わないものとします。また、提出期限後における施工計画書及び技術提案書の内容変更、差替え及び再提出は認めません。

## 11. 技術評価点申請書等の提出

入札者は、技術評価点申請書等を提出してください。

### (1) 提出書類（技術評価点申請書等）

次に掲げる書類のうち、入札公告又は入札説明書において定められたものとし  
ます。

- ① 技術評価点申請書（第1号様式）
- ② 企業の技術力に関する調書（第2号様式）
- ③ 配置予定技術者の技術力に関する調書（第3号様式）
- ④ 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書（第4号様式）
- ⑤ 施工計画書（第5号様式）
- ⑥ 技術提案書（第6号様式）
- ⑦ その他市長が必要と認める技術資料

### (2) 提出期限

技術評価点申請書等の提出は、入札公告で示された提出期限までに提出して  
ください。

### (3) 提出方法

技術評価点申請書等は、次の方法に従い、郵便により提出してください。

#### ① 封筒のサイズ

技術評価点申請書等の提出用封筒は、市指定サイズ角2封筒（縦332mm、横  
240mm）を使用してください。

#### ② 封筒の記載事項について

封筒の宛先は「〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 契約検査課  
行」です。

※ 宛先は、必ず会津若松郵便局留にしてください。直接市契約検査課に届いた  
ものは無効となります。

その他、記載事項については、P. 35～36の記載例を参照のうえ、記載漏れの  
ないようご注意ください。封筒に差出人名が記載されていない場合等指定した  
方法以外で到達した場合、無効となります。

#### ③ 封入時の注意事項

##### ○ 封入書類について

封筒には、入札公告で示された技術評価点申請書等を封入してください。

※ 技術評価点申請書等の提出用封筒には、「入札書及び工事費内訳書」を、  
同封しないでください。（入札書及び工事費内訳書は電子入札システムにて  
提出。）

「入札書及び工事費内訳書」が技術評価点申請書等の提出用封筒に同封さ  
れていた場合は、無効になりますのでご注意ください。

##### ○ 封筒の封かん及び封印

封筒は、技術評価点申請書等が封入されていることを確認のうえ、のりでし

っかり封かんし（セロテープの使用は不可）、市に届け出ている使用印鑑で封印してください。

※ 封印の方法については、P. 35～36の記載例を参照ください。

※ 封印がない場合、無効となります。

#### ④ 郵送方法

郵送方法は、郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」の手続きをし、開札が終わるまで差出票の控えを保管してください。

※ 技術評価点申請書等の持参による受付は行いません。また、書留によらず郵便ポストに投函されたものは無効となります。

### 12. 入札の無効

会津若松市競争入札心得の規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (2) 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札
- (3) 工事費内訳書等の合計金額と入札書の入札価格とが異なる入札
- (4) 工事費内訳書等の各小計額又は合計額が誤っている入札
- (5) 工事費内訳書等が添付されていない入札、又は指定された工事費内訳書等とは異なる内容の書類が添付された入札
- (6) 工事費内訳書等において明らかに積算の事実が確認できない入札
- (7) 総合評価方式における次の（ア）から（キ）までのいずれかに該当する入札
  - （ア） 提出期限までに技術評価点申請書等の提出がされない、又は提出期限後に到着した入札
  - （イ） 技術評価点申請書に記名押印がない入札
  - （ウ） 同一入札事項について同一人が2通以上の技術評価点申請書等を提出した入札
  - （エ） 一般書留又は簡易書留以外の方法で技術評価点申請書等を提出した入札
  - （オ） 技術評価点申請書等の提出用封筒記載の工事名又は差出人名と同封された技術評価点申請書等の工事名又は申請者名が異なる入札
  - （カ） 技術評価点申請書等の提出用封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札
  - （キ） 技術評価点申請書等の提出用封筒に入札書又は工事費内訳書が同封された入札

### 13. 施工計画書及び技術提案書の審査

施工計画書及び技術提案書の審査は、次のとおり行います。

市長が設置する総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）が行います。

※ 審査をする上で必要がある場合には、入札参加者から説明を求めることがあります。



#### 14. 総合評価の方法

総合評価の方法は、入札者が提出した技術評価点申請書等（入札公告又は入札説明書に定められたもの）の各評価項目を点数化した得点の合計（以下「加算点」という。）に、標準点である100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値に1,000,000を乗じた値（以下「評価値」という。）をもって行います。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点（100点））} + \text{加算点}}{\text{入札金額}} \times 1,000,000$$

- ※ 加算点の上限は20点とします。
- ※ 「× 1,000,000」は評価値を見やすくするため。
- ※ 評価値は、小数点以下の有効桁数を設けない。

#### 15. 落札候補者及び落札者の決定

##### (1) 落札候補者

入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の者のうち、評価値が最も高い者を第1落札候補者とし、次に評価値が高い者を第2落札候補者、以下同様に落札候補者の優先順位を決定します。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより優先順位を決定します。

##### (2) 落札者

最も優先順位の高い落札候補者が次の要件等を全て満たした場合、落札者とします。

- ① 資格審査により、入札参加資格要件を満たしていることが確認されること。
- ② 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札の場合は、低入札価格調査の結果適正な施工が確保されると判断されること。

※ なお、落札者の決定にあたって評価員より意見があった場合には、市長はその意見の取り扱いを検討し、落札者を決定します。

#### 16. 評価内容の担保

総合評価方式では、入札価格と技術評価点申請書等の評価項目の評価点により落札者を決定していることから、落札者は、契約締結後、実際の工事の施工に際しては、入札の際に提出された技術評価点申請書等の内容に基づいた施工計画を作成し、施工するも

のとします。（「技術者の配置」及び「地元業者の活用」についても同様に、提出された各調書の内容に基づくものとします。）

落札者の責めにより、入札の際に提出した技術評価点申請書等に基づく工事の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求、入札参加停止の措置及び工事成績評点の減点などの措置を行う場合があります。

また、自然災害等の不可抗力による場合を除き、技術提案を履行できないときは、以下に定める計算方法により算出した違約金を、市が指定する期限までに支払わなければなりません。

◎違約金の算出方法

$$\text{違約金額} = \text{当初契約額} - \left( \text{当初契約額} \times \frac{\text{不履行により再計算した技術評価点}}{\text{当初契約時の技術評価点}} \right)$$

※ ただし、契約金額の10分の1に相当する額を限度とする。

17. 提案内容の取り扱い

入札者からの技術提案の内容については、虚偽記載があった場合など、一部の例外を除いて公表や他の用途には使用しません。

18. 評価結果等の公表

入札及び契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札者の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明示いたします。

また、落札者と契約を締結したときは、速やかに次の事項を公表します。

ただし、議会の議決を要する契約の場合には、仮契約締結後に公表するものとします。

- (1) 入札者名
- (2) 入札者の入札価格
- (3) 入札者の技術評価点
- (4) 入札者の評価値
- (5) 総合評価の順位

# 參考資料

## 落札者決定基準（例）

### 1. 総合評価の方法

総合評価方式においては、予定価格の制限の範囲内で、かつ失格基準価格以上で入札参加資格要件を満たした入札をした者のうち、次の方法によって求められた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内、かつ失格基準価格以上で入札参加資格要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするができるものとする。

- (1) 技術評価の「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を20点とする。
- (2) 「加算点」は、各入札参加者の獲得点数により算出する。
- (3) 総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点の合計」を加えた「技術評価点」を、当該入札者の入札価格で除して得た「評価値」をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点 (100点)} + \text{加算点の合計} \\ \text{評価値} &= (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 1,000,000 \end{aligned}$$

- ※ 評価値を算出する式で「 $\times 1,000,000$ 」は評価値を見やすくするため。
- ※ 評価値は、小数点以下の有効桁数を設けない。

- (4) 特定JVによる入札参加が認められた工事において、特定JVでの申請における各評価項目の申請者の得点のうち、特定JVの全構成員分それぞれに作成、提出されるものについては、構成員ごとに評価項目の得点を算出し、その得点に特定JVの出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とする。

### 2. 評価項目等

- (1) 設定方針
  - ① 総合評価落札方式における評価項目は、工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件等に応じて適切に設定するものとする。
  - ② 評価基準の内容は、個別の工事ごとに基準内容を適切に設定するものとする。
- (2) 当該工事における評価項目及び評価基準については、別紙のとおりとする。

### 3. その他

各評価項目の評価にあたって、次の事項に該当するときは、その評価項目は加点対象としないものとする。

- (1) 各評価項目において、添付書類が求められている場合（必須でない場合を除く。）にあつて、添付書類が添付されていない場合。
- (2) 入札公告及び入札説明資料で求めた技術提案と異なる提案をした場合。

**あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。**

会津若松市公告 第〇〇号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

**(例)**

会津若松市長 室井 照平

1	工事番号	第 999 号
2	工事名	〇〇〇〇〇新築工事
3	工事場所	会津若松市〇〇町地内
4	工種	建築一式工事
5	工事の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造：〇〇造 〇階建</li> <li>・ 建築面積：〇〇㎡</li> <li>・ 延床面積：〇〇㎡</li> </ul>
6	工期	契約締結の日から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで
7	予定価格	<b>999,999,999</b> 円(税率〇パーセントの消費税及び地方消費税を含む)
8	総合評価方式	この工事は、価格と価格以外の要素(企業の技術力や地域貢献等)を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。
	① 型式	総合評価の型式は、標準型 とする
	② 総合評価の方法	別紙、入札説明書による。
	③ 落札者の決定方法	別紙、入札説明書による。
	④ 評価項目及び評価基準	別紙、入札説明書による。
	⑤ その他必要と認める事項	別紙、入札説明書による。
9	低入札価格調査	<p>地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設定(非公表)しているため、調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価方式における評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札執行後に、市の行う調査に協力すること。</p> <p>また、失格基準価格を設定しているため、この価格を下回った入札を行った者は失格となる。</p>
10	入札参加資格要件	<p>本工事は、会津若松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定に基づく、特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)による共同施工、若しくは単体企業による施工とする(混合入札)。</p> <p>入札に参加できる特定JVの構成員は、入札時において次の①から⑥に掲げる要件をすべて満たしている者とする。</p> <p>入札に参加できる単体企業は、基準日(開札予定日)において次の⑥に掲げる要件をすべて満たしている者とする。</p>
	① 特定JVの構成	特定JVは自主結成とし、構成員は〇者とする。ただし、構成員は他の特定JVの構成員を兼ねることはできない。
	② 構成員の組み合わせ	特定JVの構成員の組み合わせは、市内業者又は準市内業者〇者の組み合わせとする。市内業者とは市内に本社若しくは本店を有する者をいい、準市内業者とは市外に本社若しくは本店のある市内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者をいう。
	③ 特定JVの代表者	特定JVの代表者は構成員の自主的な選定で決定するものとする。
	④ 代表者の出資割合	特定JVの代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

**あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。**

⑤	構成員の出資割合	特定JVの構成員のうち、最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
⑥	入札に参加できるのは、基準日(開札予定日)において次のアからコに掲げる要件をすべて満たしている者とする。	
	ア	会津若松市入札参加資格者名簿(工事)に登録されていること。※当該登録は電子入札を行う場合にも必要となる。
	イ	登録内容 本市に 建築一式工事 の工種登録のある者
	ウ	地域要件 市内業者又は準市内業者であること。(準市内業者においては、市内業者又は準市内業者として市入札参加資格者名簿への登載期間が平成15年1月1日以後、通算で2年以上であること。)
	エ	建設業の許可等 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。
	オ	技術者等の配置 この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に専任で配置できること。ただし、下請契約の請負代金額の合計が6,000万円以上となる場合は、監理技術者として施工現場に専任で配置できること。(いずれの技術者も専任の場合には基準日(開札予定日)以前に正社員として3月以上の雇用関係があること。) 現場代理人を施工現場に常駐配置できること。ただし、会津若松市が定める常駐義務の緩和要件等に該当する場合はこの限りでない。(配置する現場代理人は正社員であること。)
	カ	資格総合点数 建築一式工事 の資格総合点数が 〇〇〇点以上 であること。 資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当工種の総合評定値に会津若松市で設定した特別点数を加点した点数をいう。なお、特別点数については、入札参加の際に加点の選択が可能。
	キ	会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。
	ク	工事施工実績 元請として同種工事の施工実績を有すること。(ただし、準市内業者(特定JVの構成員である場合を除く。)においては、過去に会津若松市発注の建築一式工事において元請として1億5千万円以上の工事の受注実績を併せて有すること。(JV施工については、当該受注実績とは見なさない。)) 過去に、〇〇〇〇造で、延べ床面積が〇〇〇〇㎡以上の建築工事を元請受注し、完成させた実績があること。
	ケ	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	コ	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
11	入札参加の申込	特定JVとして入札参加する場合には、入札参加の申し込みを必要とする。
①	提出書類	・制限付一般競争入札参加申込書(特定建設工事共同企業体) ・特定建設工事共同企業体協定書の写し
②	提出方法	・指定様式により契約検査課まで持参すること。
③	提出先	会津若松市栄町5番17号(会津若松市役所栄町第二庁舎1階) 会津若松市役所契約検査課
④	入札参加申込期間	〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで (土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで)
12	設計図書の閲覧	
①	閲覧場所	会津若松市電子入札システム(入札情報公開)において閲覧可
②	閲覧期間	入札期間中とする。

**あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。**

13 設計図書等に対する質問	
① 質問方法	本工事に関する質問は、原則として指定の質問書によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
② 質問書送付先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1217 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
③ 質問期限	〇〇年〇〇月〇〇日 午後5時15分まで
④ 質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
14 入札方法	
① 提出書類	入札書 及び 工事費内訳書  落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。  入札者は、入札公告の際に掲載する工事費内訳書に積算金額を入力し、電子入札システムにおける入札金額の入力時に当該内訳書を電子ファイルとして添付し、提出するものとする。
② 入札方法	電子入札 ※電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要です。一度登録がなされていれば、ICカードの変更等がない限りこの登録手続きは不要です。 ※特定JVとして入札に参加するには、代表者又は当該代表者から入札に関する一切の権限について委任を受けた者のICカードを利用すること。 会津若松市電子入札システム(アドレス) <a href="https://www.ebs-asp.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=0620060006E00640">https://www.ebs-asp.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=0620060006E00640</a>
③ 入札期間及び時間	〇〇年〇〇月〇〇日 午前9時から 〇〇年〇〇月〇〇日 午後5時15分まで ※ただし、土日祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く
15 技術評価点申請書等の提出方法	
① 提出書類	・ 技術評価点申請書等 ※技術評価点申請書等とは以下の書類とする。 ①技術評価点申請書 ②企業の技術力に関する調書 ③配置予定技術者の技術力に関する調書 ④企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書 ⑤施工計画書 ⑥技術提案書
② 提出方法	郵便による提出 「技術評価点申請書等」については、封筒に封入し、定められた方法により提出すること。提出方法等に関する詳細事項については、別紙入札説明書による。
③ 郵送方法	一般書留又は簡易書留による。
④ 宛先	〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所契約検査課 行
⑤ 提出書類到着期限	〇〇年〇〇月〇〇日 上記の宛先に必着
16 開札日時等	
① 開札日時	〇〇年〇〇月〇〇日 午前 9時15分
② 開札場所	会津若松市役所契約検査課 入札室
17 入札回数	初度だけの1回とする。ただし、低入札価格調査の失格基準価格を下回る入札者(以下「当該者」という。)が2者以上生じ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行うものとする。
18 入札保証金	免除

**あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。**

19	<p>入札参加資格審査</p> <p>入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(入札参加資格審査調査及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。</p> <p>(提出先)会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1217 FAX番号 0242-39-1413</p>
20	<p>入札の無効</p> <p>① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札</p> <p>② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札</p> <p>③ 会津若松市電子入札実施要領第17条に該当する入札</p> <p>④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札</p>
21	<p>契約事項</p> <p>会津若松市財務規則及び会津若松市建設工事請負契約規程(平成8年会津若松市告示第22号)並びに会津若松市工事請負契約約款に基づき契約締結する。</p> <p>会津若松市工事請負契約約款第34条に規定する前払金については、請負額の〇割以内において〇〇年度に限り支払うことができるものとする。</p>
22	<p>契約保証金</p> <p>契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>③ 請負代金額が500万円未満の工事請負契約で、会津若松市財務規則第105条第1項第7号の規定に該当する場合</p>
23	<p>その他</p> <p>① 会津若松市電子入札実施要領第19条第1項の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。</p> <p>② 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。</p> <p>③ 会津若松市入札心得及び会津若松市電子入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。</p> <p>④ 同一開札日における複数の工事の入札に参加し、開札の結果、複数の案件で資格審査対象の落札候補者となった場合において、当該すべての案件に配置できる技術者及び現場代理人がない場合、落札はより先に開札を行った案件を優先する。ただし、先に開札を行った資格審査対象の案件が後に開札を行った資格審査対象の案件の落札順位より低い場合は、落札は落札順位のより高い後に開札を行った案件を優先する。</p> <p>⑤ 契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、CORINS((財)日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム)に登録すること。</p> <p>⑥ 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。</p> <p>⑦ 低入札価格調査を経て契約を締結した者は、市工事担当課に対し、速やかに、本工事に係る実行予算書を提出するとともに、竣工後、引渡しを行った後、速やかに精算書を提出すること。</p> <p>⑧ 本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。</p> <p>⑨ この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。</p>



# 入札説明書（例）

(工事番号) 第 999 号  
(工事名) ○○○○新築工事  
(工事場所) 会津若松市○○町 地内

※ 以下、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）に関する説明については、入札公告において特定JVによる入札参加が認められた制限付一般競争入札に、特定JVとして参加する場合の記載とする。

## 1. 総合評価の方法

総合評価の方法は、次のとおりとする。

(1) 入札参加者より提出のあった技術評価点申請書等（①～⑥）の内容を評価項目ごとに評価の上、加点し、合計点を入札参加者の加算点とする。

なお、加算点の最高点数は20点とする。

- ① 技術評価点申請書（第1号様式）
- ② 企業の技術力に関する調書（第2号様式）
- ③ 配置予定技術者の技術力に関する調書（第3号様式）
- ④ 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書（第4号様式）
- ⑤ 施工計画書（第5号様式）
- ⑥ 技術提案書（第6号様式）

ただし、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の場合、②・③・④の調書は全構成員分についてそれぞれ作成、提出し、⑤・⑥は特定JVとして作成、提出すること。

特定JVでの申請における各評価項目の申請者の得点のうち、特定JVの全構成員分それぞれに作成、提出されるものについては、構成員ごとに評価項目の得点を算出し、その得点に特定JVの出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第2位切捨て）とする。

(2) 入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札参加者の上記(1)により得られた加算点と標準点（100点）の合計を当該入札者の入札価格で除した数値（以下「評価値」という）をもって行う。

## 2. 落札候補者及び落札者の決定方法

### (1) 落札候補者

入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の者のうち、評価値が最も高い者を第1落札候補者とし、次に評価値が高い者を第2落札候補者、以下同様に落札候補者の優先順位を決定する。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより優先順位を決定する。

(2) 落札者

最も優先順位の高い落札候補者が次の要件等を全て満たした場合、落札者とする。

- ① 資格審査により、入札参加資格要件を満たしていることが確認されること。
- ② 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札の場合は、低入札価格調査の結果、適正な施工が確保されると判断されること。

3. 評価項目及び評価基準

別紙に記載した各評価項目について、評価基準に基づき加点する。

4. 入札参加の申し込み

単体企業として入札参加する場合は、入札参加申し込みの手続きは不要とする。

特定JVとして入札参加する場合の提出書類は、次の(ア)(イ)とし、市指定様式(市ホームページよりダウンロード可。)により、市契約検査課窓口へ持参すること。

- (ア) 制限付一般競争入札参加申込書(特定建設工事企業体) (第7号様式)
- (イ) 特定建設工事共同企業体協定書(第8号様式)の写し

5. 入札書等の提出方法

「入札書及び工事費内訳書」の提出は会津若松市電子入札システムにより行い、「技術評価点申請書等」の提出は、個別の封筒に封入し、定められた方法により提出すること。

なお、「入札書及び工事費内訳書」と「技術評価点申請書等」の提出方法等は次のとおりとする。

(1) 入札書及び工事費内訳書

会津若松市電子入札システムにより提出すること。「電子入札の手引き」のうち「第2章 電子入札について」を参照。

(2) 技術評価点申請書等

- ① 技術評価点申請書等の提出書類は、次の(ア)～(カ)とし、市指定様式(市ホームページよりダウンロード可。)により提出すること。

- (ア) 技術評価点申請書(第1号様式)
- (イ) 企業の技術力に関する調書(第2号様式)
- (ウ) 配置予定技術者の技術力に関する調書(第3号様式)
- (エ) 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書(第4号様式)
- (オ) 施工計画書(第5号様式)
- (カ) 技術提案書(第6号様式)

※ 特定JVでの申請の場合には、上記(ア)～(カ)を次のとおり提出すること。

- ・ (ア)、(オ)、(カ)については、特定JVで1部提出すること。
- ・ (イ)、(ウ)、(エ)については、特定JVの全構成員分をそれぞれ作成し、必要書類とともに構成員ごとに綴じ、まとめて提出すること。

- ※ 技術評価点申請書の日付は、当該申請書を作成した日付を記載すること。
- ※ 上記（イ）～（カ）の各様式の記載にあたっては、別紙「評価項目及び評価基準」の内容、「総合評価方式 様式関係記載留意事項」等を十分確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意すること。
- ※ 上記（ア）～（カ）に添付書類が求められている場合（必須でない場合を除く。）は、必ず添付すること。  
添付書類が添付されていない場合には、その評価項目は、加点対象としないものとする。
- ※ 別紙「評価項目及び評価基準」で求めた技術提案と異なる提案をした場合には、その評価項目は、加点対象としないものとする。

## ② 提出方法

技術評価点申請書等は、次の方法により提出すること。

### （ア） 封筒のサイズ

技術評価点申請書等の提出用封筒は、市指定サイズ角2封筒（縦332mm、横240mm）を使用すること。

### （イ） 記載事項について

技術評価点申請書等の提出用封筒の表面に開札日、件名、「技術評価点申請書等 在中」の文言を、裏面に会社住所、商号又は名称を明記すること。

封筒の宛先は「〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 契約検査課 行」とすること。

※ 宛先は、必ず会津若松郵便局留にすること。直接市契約検査課に届いたものは無効とする。

※ 特定JVでの申請の場合の裏面の会社住所、商号又は名称については、特定JVの事務所の所在地、名称を記入すること。

## ③ 封入時の注意事項

### （ア） 封入書類

封筒には、次の書類を封入すること。

- ・ 技術評価点申請書
- ・ 企業の技術力に関する調書
- ・ 配置予定技術者の技術力に関する調書
- ・ 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書
- ・ 施工計画書
- ・ 技術提案書
- ・ 上記の技術評価点申請書等において添付が求められている書類

※ 技術評価点申請書等の提出用封筒には、「入札書及び工事費内訳書」を同封しないこと。

※ 「入札書及び工事費内訳書」が技術評価点申請書等の提出用封筒に同封されていた場合は、無効とする。

(イ) 封筒の封かん及び封印

封筒は、技術評価点申請書等が封入されていることを確認のうえ、のりでしっかり封かんし（セロテープの使用は不可）、市に届け出ている使用印鑑（特定JVの場合は特定JVの代表者の使用印鑑）で封印すること。

④ 郵送方法

技術評価点申請書等が封入された封筒は、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

6. 技術評価点申請書等に基づく施工

総合評価方式では、価格と技術評価点申請書等の評価項目の評価点により落札者を選定することから、実際の施工に際しては、入札の際に提出された技術評価点申請書等の内容に基づいた施工計画を作成し、施工するものとする。（「技術者の配置」及び「地元業者の活用」についても同様に、提出された各調書の内容に基づくものとする。）

落札者の責めにより、入札の際に提出した技術評価点申請書等の内容に基づく工事の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求、入札参加停止の措置及び工事成績評点の減点などの措置を行う場合がある。

また、自然災害等の不可抗力による場合を除き、技術提案を履行できないときは、以下に定める計算方法により算出した違約金を、市が指定する期限までに支払わなければならない。

◎違約金の算出方法

$$\text{違約金額} = \text{当初契約額} - \left( \text{当初契約額} \times \frac{\text{不履行により再計算した技術評価点}}{\text{当初契約時の技術評価点}} \right)$$

※ ただし、契約金額の10分の1に相当する額を限度とする。

## 評価項目及び評価基準(標準型) (例)

- 工事番号
- 工事名
- 工事場所

上記工事に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は20点とする。

なお、評価基準における基準日は入札公告日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術評価点申請書等の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」を確認すること。

### 1. 企業の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 工事成績	過去4年以内に会津若松市発注の同種工事において、工事成績が70点以上の施工実績がある場合	0.15点 (有(80点以上)・0.15、有(70点以上)・0.075、無・0)
(2) 優良建設工事表彰	過去10年度以内における会津若松市発注工事での受賞実績がある場合	0.45点 (有(過去5年度以内の実績)・0.45、有(過去5年度より前で10年度以内の実績)・0.225、無・0)
(3) 品質管理能力	当該企業がISO9001の認証を取得している場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(4) 若手技術者(35歳未満)の育成・確保	直近の経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)における「若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」の項目において加点されている場合	0.15点 (加点2点・0.15、加点1点・0.075、加点なし・0)
小計		0.9点

### 2. 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 施工能力	<p>過去10年以内に請負金額が〇〇円以上の同種工事(元請)において監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績がある場合。(公共工事に限る)</p> <p>※ 請負金額については、工種別の入札参加資格要件における当該工事の属する区分の最低金額以上とする。 (例) ・土木一式工事－40,000千円以上 ・建築一式工事－150,000千円以上</p>	0.3点 (有(過去5年以内の実績)・0.3、有(過去5年より前で10年以内の実績)・0.15、無・0)

評価項目	評価基準	評価点
(2) 工事成績	過去10年以内に会津若松市発注の同種工事において、工事成績が70点以上の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合。	0.15点 （有（80点以上）・0.15、有（70点以上）・0.075、無・0）
(3) 優良建設工事表彰	過去における会津若松市発注工事での優良建設工事表彰を受賞した工事において、工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合。	0.45点 （有（過去10年以内の実績）・0.45、有（過去10年より前の実績）・0.225、無・0）
(4) 資格の保有年数	資格（※1）を保有して3年以上の経験がある場合	0.15点 （有（5年以上）・0.15、有（3年以上）・0.075、無・0）
小計		1.05点

※1：土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士の中から、当該工事内容に応じて選択する。

### 3. 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあつては、法定雇用率以上の障がい者雇用、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用がある場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(2) 安全管理	過去1年間に安全管理の措置が不適切なことを事由とし、会津若松市入札参加停止等措置基準による入札参加停止措置を受けていない場合	0.15点 ( <u>停止措置を受けていない</u> ・0.15、 <u>停止措置を受けた</u> ・0)
(3) 環境への配慮	当該企業がISO14001の認証を取得している場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(4) 地元業者の活用	地元(市内又は準市内)業者にあつては、当該工事の請負金額の60%以上を地元業者(下請を含む。)により施工する場合 公告の地域要件で市外業者の入札参加が認められる場合、市外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上を地元業者(下請を含む。)により施工する場合	0.3点 ・地元業者 (有(80%以上)・0.3、 有(60%以上)・0.15、無・0) ・市外業者 (有・0.3、無・0)
(5) 本店等の所在地	会津若松市内に本店、支店等が所在する場合、及び本店・支店等の別	0.6点 (有(本店)・0.6、 有(支店・営業所等)・0.3、無・0)
(6) ボランティア活動	過去3年間以上継続して会津若松市内で、地域の防災活動への取組みや道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(7) 次世代育成支援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(8) 新分野進出	平成13年4月1日以降に建設業以外の分野への進出をし、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	0.3点 (有・0.3、無・0)
(9) 除雪活動	過去3年間に会津若松市との除雪契約実績がある場合。又は過去3年間に会津若松市社会福祉協議会の除雪ボランティアに事業所として登録がある場合	0.6点 (有(市との除雪契約)・0.6、 有(除雪ボランティア登録)・0.3、無・0)

評価項目	評価基準	評価点
(10) 災害協定	会津若松市との災害協定締結がある場合	0.6点 (有・0.6、無・0)
(11) 消防団への加入状況	会津若松市の消防団に過去1年間以上継続加入している者(継続加入中の者)を1名以上雇用している場合	0.3点 (有・0.3、無・0)
(12) 男女共同参画の推進	過去に会津若松市男女共同参画推進事業者表彰の受賞実績がある場合 又は上記で得点できない場合で、会津若松市男女共同参画推進条例第6条(事業者の責務)に基づいた男女共同参画推進の取組みがある場合	0.15点 (有(事業者表彰実績)・0.15、有(事業者の責務に基づく取組み)・0.075点、無・0)
(13) 新卒者・離職者の雇用実績	過去1年以内に新卒者又は離職者を1名以上雇用(正規雇用)している場合(いずれの場合も会津若松市の区域内に住所を有する者)	0.15点 (有・0.15、無・0)
(14) 雇用の維持・確保	従業員数(正規雇用)が1年前より増えている又は同数を維持している場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
小計		4.05点



#### 4. 施工計画の適切性に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
下記参照	工事施工条件（地形・地質・環境等）を踏まえ適切であること。	工事案件ごとに設定する。
小計		6点

#### 【施工計画の適切性の評価項目】

当該入札案件における施工計画の適切性の評価項目は、下記のとおり。

大項目	中項目【例】
第5号様式（その1）	
1) 工程計画	(1) 主要工種
	(2) 工程順序
	(3) 全体日数とその根拠
	(4) 主要工種の施工時期
	(5) 各種調整事項
第5号様式（その2）	
2) 工程管理計画	(1) 工程管理手法
	(2) 工事遅延の防止及び対応策
	(3) 関連工事と工程管理計画
3) 品質管理計画及び出来形管理計画	(1) 主要工種の品質管理
	(2) 不可視部分の出来形管理
	(3) 社内検査
4) 安全管理計画	(1) 工事の施工に係る安全管理体制
	(2) 第三者に対する安全管理
	(3) 現場特有の安全管理
	(4) 緊急時の安全管理
5) 環境配慮	(1) 周辺地域の住環境への配慮
6) 施工上の工夫（環境配慮を除く）	(1) 主たる工種等の施工に関する工夫

↑

入札案件ごとに中項目は、異なります。

## 5. 技術提案に関する評価

技術提案に対する評価項目については、当該工事の特性（工事目的物・工事内容・敷地周囲の状況）に応じ、次の(1)～(3)の評価項目のうちから、1項目（8点）又は2項目（1項目あたり4点、計8点）を設定することを基本とする。（同じ評価項目のうちから2項目設定することも可とする。）

### (1) 総合的なコストに関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
① ライフサイクルコスト削減	・維持管理費の削減 ・更新費の削減 等	工事案件ごとに設定する。
② 補償	・補償費の削減 等	
小計		4点（又は8点）

### (2) 工事目的物の性能・機能に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
① 性能・機能	・初期投資の持続性 ・騒音低減 ・強度 ・耐久性 ・安定性 ・美観 ・供用性 ・透水性 等	工事案件ごとに設定する。
小計		4点（又は8点）

### (3) 社会的要請への対応に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
① 工事現場周辺における対策	・現場作業日数の短縮 ・交通規制日数の短縮 ・騒音、振動対策 ・歩行者の安全確保策 等	工事案件ごとに設定する。
② 環境に対する影響の軽減	・水質汚濁、防塵対策 ・大気汚染、悪臭対策 ・地盤沈下、土壌汚染対策 等	
③ 省資源対策又はリサイクル対策	・リサイクル製品の活用 ・建設副産物の抑制 等	
小計		4点（又は8点）

※ 「1. 企業の技術力に関する評価」、「2. 配置予定技術者の技術力に関する評価」、  
「3. 企業の地域社会に対する貢献度に関する評価」の評価基準における基準日は入札  
公告日を基本とする。

※ 特定JVによる入札参加が認められた工事において、特定JVでの申請における各評  
価項目の申請者の得点のうち、特定JVの全構成員分それぞれに作成、提出されるもの  
については、構成員ごとに評価項目の得点を算出し、その得点に特定JVの出資割合を  
乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とする。

## 総合評価方式 様式関係記載留意事項

以下、1. 第2号様式、2. 第3号様式、3. 第4号様式について、特定JVの申請の場合には、特定JVの全構成員分をそれぞれ作成してください。

そのため、様式右上の「商号又は名称」の欄には、構成員の商号又は名称を記載し、必要書類とともに、構成員ごとに綴じてください。

以下、4. 第5号様式、5. 第6号様式について、特定JVで申請の場合には、特定JVで1部作成してください。

そのため、様式右上の「商号又は名称」の欄には、特定JVの名称を記載ください。

### 1. 第2号様式（企業の技術力に関する調書）

項 目	記載留意事項
工事成績	<p>1 加対象は、過去4年以内に会津若松市発注の同種工事において、工事成績評定が70点以上の施工実績が対象となります。 なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>※ 同種工事とは、建設業法に定める工種が同じ工事のことであり、具体的な下水道工事、宅地造成工事、新築又は改修等、当該工事と工事内容が同じということではありません。以下同じ。</p> <p>2 特定JVでの実績については、すべての構成員が加対象となります。請負代金の額は、特定JVとしての請負代金の額を記入してください。</p> <p>3 工期は、「契約工期」と「工事成績評定通知書に記載された工期」が異なる場合には「契約工期」を記載してください。以下同じ。</p> <p>4 過去4年以内の実績とは、工事成績評定通知書の「竣工検査年月日」が基準日（＝入札公告日）から過去4年以内のものが対象となります。</p>
優良建設工事表彰	<p>1 加対象は、過去10年度以内の会津若松市の発注工事における優良建設工事表彰の受賞実績が対象となります。</p> <p>2 特定JVでの実績については、すべての構成員が加対象となります。請負代金の額は、特定JVとしての請負代金の額を記入してください。</p> <p>3 過去10年度以内の表彰とは、昨年度までの過去10箇年度のものを対象としますが、当該年度の表彰後は、当該年度の表彰実績も加えます。</p>
品質管理能力	<p>1 IS09001の認証を取得している場合に加点されます。</p>
若手技術職員（35歳未満）の育成・確保	<p>1 加対象は、基準日の直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定通知書）の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」の項目において加評価された場合が対象となります。</p> <p>※ 上記通知書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若手技術職員の継続的な育成及び確保「該当」＝技術職員の35歳未満の割合が15パーセント以上</li> </ul>

項 目	記載留意事項
若手技術職員（35歳未満）の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規若年技術職員の育成及び確保「該当」＝35歳未満の新規技術職員の割合が1パーセント以上</li> </ul> <p>2 確認のための書類は、基準日の直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定通知書）の写しとします。</p>

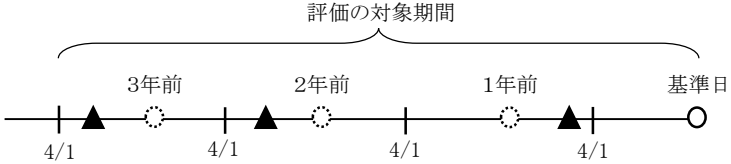
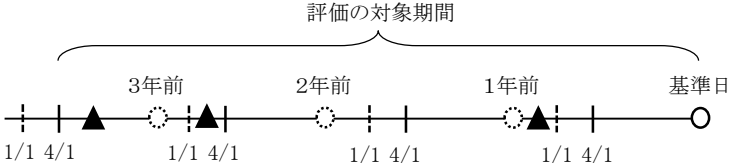
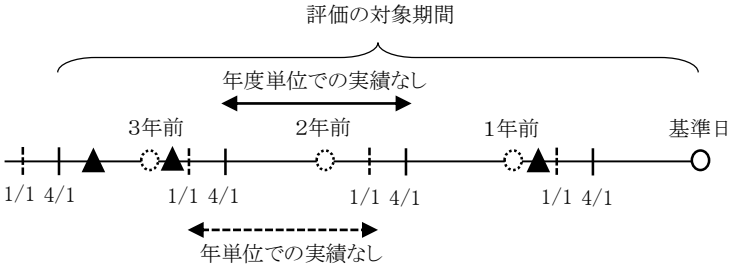
## 2. 第3号様式（配置予定技術者の技術力に関する調書）

項 目	記載留意事項
配置予定技術者の氏名等	<p>1 技術者とは監理技術者又は主任技術者をいいます。</p> <p>2 配置予定技術者は、1名の申請とします。（2名の申請は認めません。）</p> <p>3 当該配置予定技術者を配置できなくなった場合には、同等以上の評価点となる他の技術者を配置できることが原則となります。正当な理由がなく配置予定技術者を配置できない場合、不誠実な行為として入札参加停止措置等の対象となる場合があります。</p> <p>ただし、申請した技術者を同時期の他の入札案件に配置予定技術者としている場合で、他の入札案件で先に落札決定があった場合については、開札前には入札辞退届を、開札後で落札候補者となった場合に入札参加資格審査調書にその旨を記載し速やかに提出してください。この場合、入札辞退や入札無効という取り扱いになりますが、やむを得ないものとして、入札参加停止措置等の対象とはいたしません。</p>
施工能力	<p>1 加点対象は、過去10年以内に当該工事と同種工事（公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）指定された金額以上の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績）が対象となります。</p> <p>なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）で規定されるものをいい、国、都道府県政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注工事とします。</p> <p>なお、担当技術者等での経験は対象外です。</p> <p>2 上記に該当する工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、工事の途中で変更になった場合は原則として加点対象となりません。</p> <p>ただし、やむを得ない事由（死亡、病気、退職、出産、育児、介護等）により途中で変更となった場合は、契約工期の2分の1以上の期間従事した者に限り、実績として加点対象とします。</p> <p>3 複数の工種からなる工事の施工実績については、発注工種が同種工事に該当すれば評価対象となります。</p> <p>4 特定JV又は経常建設共同企業体（経常JV）での実績については、請負金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。このため、請負代金の額には、共同企業体としての請負金額に出資比率を乗じて得た金額を記入してください。</p>

項 目	記載留意事項
施工能力 (続き)	<p>5 過去10年以内の実績とは、契約工期の末日が基準日（＝入札公告日）から過去10年以内にあるものを対象とします。</p> <p>ただし、基準日までに契約工期の末日が到達していない場合で、完成届が発注者に受理されたことがわかる書類（発注者の受付印が押印された工事完成届の写し等）が添付できるものについては、実績として評価対象となります。</p>
工事成績	<p>1 加点対象は、過去10年以内に会津若松市発注の同種工事において、工事成績評定が70点以上の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績。（特定JVでの実績を含む））が対象となります。</p> <p>なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、担当技術者等での経験は対象外です。</p> <p>2 上記に該当する工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、工事の途中で変更になった場合は原則として加点対象となりません。</p> <p>ただし、やむを得ない事由（死亡、病気、退職、出産、育児、介護等）により途中で変更となった場合は、契約工期の2分の1以上の期間従事した者に限り、実績として加点対象とします。</p> <p>3 特定JVで複数の監理技術者又は主任技術者が配置されていた場合、すべての監理技術者及び主任技術者の実績が加点対象となります。請負代金の額は、特定JVとしての請負代金の額を記入してください。</p> <p>4 過去10年以内の実績とは、工事成績評定通知書の「竣工検査年月日」が基準日（＝入札公告日）から過去10年以内のものが対象となります。</p>
優良建設工事表彰	<p>1 加点対象は、過去に会津若松市発注の工事において、優良建設工事表彰を受賞した工事において、工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績。（特定JVでの実績を含む））が対象となります。</p> <p>なお、担当技術者等での経験は対象外です。</p> <p>2 上記に該当する工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、工事の途中で変更になった場合は原則として加点対象となりません。</p> <p>ただし、やむを得ない事由（死亡、病気、退職、出産、育児、介護等）により途中で変更となった場合は、契約工期の2分の1以上の期間従事した者に限り、実績として加点対象とします。</p> <p>3 特定JVで複数の監理技術者又は主任技術者が配置されていた場合、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。請負代金の額は、特定JVとしての請負代金の額を記入してください。</p>
資格の保有年数	<p>1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、指定された資格を保有して3年以上の経験がある場合に対象となります。</p>

### 3. 第4号様式（企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書）

項 目	記載留意事項
障がい者雇用の実績	<p>1 法定義務のある企業の場合</p> <p>(1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合に加点の対象となります。</p> <p>(2) 確認のための提出書類は、公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所が確認済のもの）とします。</p> <p>2 法定雇用義務のない企業の場合</p> <p>(1) 障がい者雇用（雇用保険被保険者に限る。）が1名以上ある場合に加点の対象となります。</p> <p>(2) 確認のための提出書類は、障害者手帳の写し及び雇用保険被保険者証の写しとします。</p>
安全管理	<p>1 基準日（＝入札公告日）から過去1年以内に安全管理の措置が不適切なことを事由とし、会津若松市入札参加停止措置基準による入札参加停止措置を受けていない場合に加点の対象となります。</p>
環境への配慮	<p>1 ISO14001の認証を取得している場合に加点されます。</p>
地元業者の活用	<p>1 加点対象は、申請者が地元（市内・準市内）業者にあつては、当該工事の請負金額の60%以上（下請、資材等を含む。）を地元業者により施工する場合、申請者が市外業者（公告の地域要件で市外業者の入札参加が認められる場合に限る。）にあつては、当該工事の請負金額の50%以上（下請、資材等を含む。）を地元業者により施工する場合に対象となります。</p> <p>2 下請については、元請けと直接契約を締結する1次下請までとし、2次下請（孫請け）以下については考慮しません。（1次下請が地元業者で、2次下請及び3次下請が市外業者の場合、2次下請及び3次下請分まで地元業者の活用として取り扱ってください。）</p> <p>また、資材については、直接購入する企業が地元業者かどうかにより判断します。（元請業者が材料を購入した地元業者の材料の仕入れ先が市外業者であっても地元業者の活用として取り扱ってください。）</p> <p>材料込で市内の業者に下請発注する場合には、下請業者が地元業者であれば当該下請業者の材料の購入先が市外業者の場合であっても、当該材料費については地元業者の活用として算入してください。</p> <p>※ 市内業者とは：市内に所在する本社若しくは本店を登録する業者</p> <p>※ 準市内業者とは：市内に支店若しくは営業所のある業者</p> <p>※ 地元業者とは：市内業者及び準市内業者</p> <p>3 評価時点では確認のための提出書類は求めませんが、契約締結後に実態を確認することになりますので、留意願います。</p>

項 目	記載留意事項
本店等の所在地	1 加点対象は、会津若松市内に本店、支店又は営業所がある場合が対象となります。
ボランティア活動	<p>1 過去3年間以上継続して、会津若松市の区域内で防災活動への取組みや道路・河川愛護活動、公共施設の建築・設備の清掃点検など、企業としてのボランティア活動の実績がある場合は加点されます。</p> <p>2 過去3年間以上の継続実施とは、基準日から3年前の年度の4月1日以降に3年間以上継続しているボランティア活動の実績をいいます。</p> <p>(1) 評価の対象となる場合 (▲ボランティア活動の開催日)</p> <p>① 年度単位 (各4月～翌年3月) で1回ずつ継続している場合</p>  <p>② 年単位 (各1月～12月) で1回ずつ継続している場合</p>  <p>(2) 評価の対象とならない場合 (▲ボランティア活動の開催日)</p> <p>① 年度単位、年単位ともに実績がない期間がある</p>  <p>3 団体としてのボランティア活動の取組みに、企業として参加した実績についても加点対象となります。なお、団体としての取組みの場合は、団体へ企業として会員登録や所属等をしている場合に限りです。</p>
次世代育成支援 (働く女性応援)	1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合に対象となります。



項 目	記載留意事項
次世代育成支援 (仕事と生活の調和)	1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に対象となります。
新分野進出	<p>1 加点対象は、平成13年4月1日以降に地元(市内・準市内)業者が、建設業以外の分野へ進出した実績がある場合に対象となります。</p> <p>2 建設業以外とは、建設業法第2条で定義する建設業以外のもの(日本標準産業分類において「建設業」以外の大分類の業種区分の事業(土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。))をいいます。</p> <p>3 新法人設立等における株式の保有に関しては、51%以上の所有に限り認められます。(4に該当する場合を除く。)</p> <p>4 福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けたものは、対象となります。</p> <p>5 平成13年4月1日以降に新分野に進出した実績があっても、基準日までに廃業した場合は加点の対象にはなりません。</p> <p>6 資格審査時に新分野進出を証明するための書類等の例</p> <p>① 福島県建設業新分野進出企業事業の認定書の写し</p> <p>② ①以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新分野進出の概要がわかる資料</li> <li>・ 新分野進出に伴う支出を証明できる資料</li> <li>・ 新分野進出を証明する書類(株主総会又は取締役会の議事録等)</li> <li>・ 新法人設立の場合は、その商業登記簿謄本(写)</li> <li>・ 借入れを行った場合には、新分野進出に伴う借入れであることの金融機関からの証明書など</li> <li>・ 現在も事業を継続していることがわかる資料</li> </ul>
除雪活動	<p>1 加点対象は、基準日(=入札公告日)より過去3年以内に、不特定多数の人が利用する公共施設に対して会津若松市が発注する除雪業務委託の契約締結の実績がある場合、又は基準日より過去3年以内に会津若松市社会福祉協議会の除雪ボランティアに事業所として登録がある場合に対象となります。</p> <p>なお、除雪業務委託の契約実績には、契約は締結したが結果として除雪の出動実績がない場合も含まれます。</p> <p>2 継続した実績又は登録である必要はありません。過去3年以内に契約又は登録があった場合は評価対象とします。(3年のうち1年でもあれば評価対象とします。)</p>
災害協定	<p>1 加点対象は、入札参加者(団体を含む。)が会津若松市と災害時の応援等の協定を締結している場合に対象となります。</p> <p>なお、国や県及び他市町村等と締結した協定は対象外です。</p>
消防団への加入状況	<p>1 加点対象は、入札参加者が、会津若松市の消防団に継続加入(1年以上)している社員を継続雇用(1年以上)している場合に対象となります。</p> <p>2 当該社員の消防団への加入状況については、契約検査課より市担当課へ照会し確認いたします。</p>

項 目	記載留意事項
男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 加点対象は、会津若松市男女共同参画推進事業者表彰の受賞実績が対象となります。</li> <li>2 当該表彰に係る確認のための提出書類は不要です。</li> <li>3 上記で得点できない場合で、会津若松市男女共同参画推進条例第6条（事業者の責務）に基づいた男女共同参画推進の取組みがある場合に対象となります。</li> <li>4 当該取組に係る確認のための提出書類は、取組状況がわかる社則等の写しです。</li> </ol>
新卒者・離職者の雇用実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 加点対象は、基準日（＝入札公告日）から過去1年以内に新卒者又は離職者を従業員として雇用した場合に対象となります。</li> <li>2 新卒者・離職者とも会津若松市内に居住する者を評価の対象とします。</li> <li>3 「従業員」とは正規雇用職員（社会保険加入者）を指します。アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は評価の対象になりません。</li> <li>4 「新卒者」とは、基準日の3年前の年度の4月1日以降に高等学校、大学、専門学校を卒業した者（中退者も含める。）とします。</li> <li>5 「離職者」とは、基準日の3年前の年度の4月1日以降に雇用調整等により以前所属していた企業を離職した者（アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣職員だった者を含む。）で、離職の日から現在の所属企業に雇用されるまで1ヶ月以上の期間があった者とします。</li> <li>6 離職者の雇用において、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象になりません。</li> <li>7 前職の離職理由が会社都合ではなく自己都合の場合には、「（失業保険等の受給のために公共職業安定所に提出する）雇用保険受給資格者証」の写し等の離職者であることを証明できる資料を添付してください。</li> <li>8 「現住所が確認できる書類」とは、「運転免許証」、「個人番号カード（顔写真入り）」、「旅券（パスポート）」等の現住所が確認できる書類の写しを添付してください。</li> </ol>
雇用の維持・確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 加点の対象は、基準日（＝入札公告日）における従業員数が1年前より増えている企業又は同数を維持している場合に対象となります。</li> <li>2 評価の対象となる従業員は正規雇用職員（社会保険加入者）とします。アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣職員は評価の対象となりませんが、雇っていたアルバイト、パートタイマー等を正規雇用した場合は評価の対象とします。</li> <li>3 会社法に定めがある役員は評価の対象に含みません。ただし、役員以外の職務を兼務する場合（（例）取締役〇〇部長等）については、評価対象とします。</li> <li>4 添付する書類は、基準日と1年前の正規雇用の従業員数がそれぞれ確認できる「社員名簿」等の書類を添付してください。4月1日現在等とはせず、あくまでも基準日及び基準日の1年前で記入してください。</li> </ol>

#### 4. 第5号様式（その1～その2）（施工計画書）

項 目	記載留意事項
指定枚数等	<p>1 指定された様式（第5号様式（その1～その2））に記載すること。指定された様式以外に記載した場合は、全てを評価せず0点とします。（各様式の用紙1枚にまとめること。）</p> <p>2 第5号様式（その1）に記載する文字は、判読できない場合、該当する評価項目は評価しません。</p> <p>3 第5号様式（その2）に記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」（MS 明朝の10ポイント）という文字以上の大きさとしてください。</p> <p>4 以下に該当する場合、第5号様式（その2）の全てを評価せず0点とします。            ア 第5号様式（その2）の行数が40行を超えていた場合            イ 第5号様式（その2）の文字の大きさが、様式の一部であっても、許容最小文字の大きさよりも小さい場合</p> <p>5 枠外の題名、注意書き等（許容最小文字の大きさの見本、行数を含む）を削除した場合、当該様式（第5号様式（その1）又は（その2））の全てを評価せず0点とします。</p> <p>6 上記事項が守られる範囲であれば、様式の外枠及び内枠（余白、列幅及び行の高さ等）については変更しても差し支えありません。</p> <p>7 施工計画書については、当該工事の内容を設計図書等により十分把握したうえで、記載すること。</p> <p>8 施工計画書への記載に際しては、次のア～ウに掲げる事項等に十分留意すること。            ア 各項目において、当該工事の目的・内容に適合した記載内容となっているか。            イ 各項目において要求する事項に対し、ポイントを抑えた記載内容となっているか。            ウ 各項目において、記載内容は充実した内容となっているか。</p>
評価しない提案	<p>1 施工計画に係る評価に当たっては、次に掲げる内容は評価（加点）しません。            ア 曖昧な表現など履行の具体性に欠ける内容            「…努める」「必要に応じ…」など表現が抽象的で履行の具体性が不明確な内容は評価しません。            イ 履行の確実性・実効性に疑義がある内容            第三者（施設管理者を含む。）との調整や協力が前提となる内容や現場の諸条件が考慮されていない内容は評価しません。            ウ 設計図書や法令等を逸脱した内容            設計図書に明示している内容や法令に定められている基準値等を逸脱している内容は評価しません。</p> <p>※ 総合評価方式による入札を経て、請負契約を締結した場合、受注者は、施工計画に記載した内容について履行の義務を負います。</p>

## 5. 第6号様式（技術提案書）

項 目	記載留意事項
指定枚数等	<p>1 指定された様式（第6号様式）に記載すること。指定された様式以外に記載した事項は、評価しません。</p> <p>2 「○利用条件」の欄には次の事項の該当がある場合に記入すること。            ア 排他的権利を含む提案である場合の利用条件、留意事項について            イ 新たに遵守しなければならない関係諸法令とその対応について            「○利用条件」に記載する事項が特にない場合、当該欄を削除する（行数に含めない）ことができます。</p> <p>3 「技術提案に対する評価項目」ごとに用紙1枚とすること。（「技術提案に対する評価項目」が1項目設定されている場合は用紙1枚に、2項目設定されている場合は項目ごとに用紙1枚、計2枚にまとめて提出してください。）</p> <p>4 記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」（MS明朝の10ポイント）という文字以上の大きさとしてください。</p> <p>5 以下に該当する場合、当該技術提案の全てを評価せず0点とします。            ただし、該当するのが技術提案を求めた2項目のうち1項目だけである場合は、残りの1項目については評価します。            ア 行数が45行を超えていた場合            イ 文字の大きさが、様式の一部であっても、許容最小文字の大きさよりも小さい場合            ウ 枠外の題名、注意書き等（許容最小文字の大きさの見本、行数を含む）を削除した場合</p> <p>6 上記事項が守られる範囲であれば、様式の外枠及び内枠（余白、列幅及び行の高さ等）は変更しても差し支えありません。</p> <p><u>7 必要に応じて、任意に図面等（A4サイズ）を添付することができるものとしますが、図面等はあくまでも補足として添付できるものであり、提案内容自体は本様式に記載してください。</u></p>
評価しない提案	<p>1 技術提案に対する評価に当たっては、次に掲げる内容は評価（加点）しません。            ア 標準的な対応に留まる内容            法令、共通仕様書、設計図書等に示された内容がそのまま記載されているものは評価しません。            イ 曖昧な表現など履行の具体性に欠ける内容            「…努める」「必要に応じ…」など表現が抽象的で履行の具体性が不明確な内容は評価しません。            ウ 履行の確実性・実効性に疑義がある内容            第三者（施設管理者を含む。）との調整や協力が前提となる内容や現場の諸条件が考慮されていない内容は評価しません。            エ 設計図書や法令等を逸脱した内容            設計図書に明示している内容や法令に定められている基準値等を逸脱している内容は評価しません。</p> <p>※ 総合評価方式による入札を経て、請負契約を締結した場合、受注者は、技術提案書に記載した技術提案について履行の義務を負います。</p>

※ なお、提出様式及び添付書類に含まれる個人情報については厳重に管理し、目的外に使用及び提供することは一切ございません。

# 技術評価点申請書等の提出用封筒の記載例

(表)

切手

9	6	5	-	8	7	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---

会津若松郵便局留

会津若松市役所 契約検査課 行

**技術評価点申請書等 在中**

開札日	平成 年 月 日 開札
件名	

## 単体企業の場合

**【市指定サイズ】**

角 2 封筒 (縦 332mm、横 240mm)

**【必須記載事項】**

**表 面**

- ①宛先 〒965-8799  
会津若松郵便局留  
会津若松市役所 契約検査課 行
- ②開札日 公告に記載されている入札(開札)日を記入してください。
- ③件名 工事名を記入してください。  
※ 誤字、脱字にご注意ください。封筒の表紙の件名と同封された技術評価点申請書等の件名が相違する場合は無効となりますのでご注意ください。
- ④「技術評価点申請書等 在中」の記載

(裏)

印

印

差出人	住所
	商号(名称)

印

**裏 面**

差出人名 会社の住所、商号(名称)を記入してください。  
※ 記入がない場合、無効となります。

**【封印について】**

左の例のとおり、封筒の綴じ目の部分に、市に届け出ている代表者印で封印してください。  
※ 封印がない場合、無効となります。  
※ 封印の箇所は封筒の綴じ目です。封筒の綴じ目が中央でない場合もありますのでご注意ください。

# 技術評価点申請書等の提出用封筒の記載例

(表)

切手

9 6 5 - 8 7 9 9

会津若松郵便局留  
会津若松市役所 契約検査課 行

技術評価点申請書等 在中

開札日	平成	年	月	日	開札
件名					

## 特定JVの場合

**【市指定サイズ】**

角2封筒 (縦332mm、横240mm)

**【必須記載事項】**

**表面**

- ①宛先 〒965-8799  
会津若松郵便局留  
会津若松市役所 契約検査課 行
- ②開札日 公告に記載されている入札(開札)日を記入してください。
- ③件名 工事名を記入してください。  
※ 誤字、脱字にご注意ください。  
封筒の表紙の件名と同封された技術評価点申請書等の件名が相違する場合は無効となりますのでご注意ください。

④「技術評価点申請書在中」の記載

(裏)

印

印

特定JVの事務所の所在地及び共同企業体の名称を記入

差出人	住所 ○○特定建設工事 共同企業体
-----	-------------------------

印

特定JVの代表者印で封印

**裏面**

- 差出人名 特定JVの住所、名称を記入してください。
- ※ 記入がない場合、無効となります。

**【封印について】**

- 左の例のとおり、封筒の綴じ目の部分に、特定JVの代表者印(市に届け出ているもの)で封印してください。
- ※ 封印がない場合、無効となります。
- ※ 封印の箇所は封筒の綴じ目です。封筒の綴じ目が中央でない場合もありますのでご注意ください。

商号又は名称（ ）

### 技術提案書（記入例）

○工事番号：第〇〇〇号

○工事名：〇〇〇新築工事

評価項目	〇〇〇〇に関する提案
提案の概要(項目)	具体的な施策
1 ①〇〇〇の対策	（・〇〇〇の対策の内容を具体的に記入する。）
2	
3 ②△△△の対策	（・〇〇〇の対策の内容を具体的に記入する。）
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41 ○利用条件	
42	(排他的権利を含む提案である場合の利用条件、留意事項を記入する。)
43	(新たに遵守しなければならない関係諸法令とその対応について記入する。)
44	
45	

※ 提案は「技術提案に対する評価項目」ごとに、この用紙1枚にまとめること。  
 ※ 必要に応じて、任意に図面等（A4サイズ）を添付することができる。ただし、図面等はあくまでも補足として添付できるものであり、提案内容自体は本様式に記載する。

第1号様式(第6条関係)

## 技術評価点申請書

年 月 日

会津若松市長

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊟

下記工事について、次の技術評価点の算定にかかる書類に、必要資料を添えて提出します。

なお、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 提出書類
  - (1) 企業の技術力に関する調書(第2号様式)
  - (2) 配置予定技術者の技術力に関する調書(第3号様式)
  - (3) 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書(第4号様式)
  - (4) 施工計画書(第5号様式)
  - (5) 技術提案書(第6号様式)
  - (6) その他

※「4. 提出書類」について、入札公告等により提出する必要がないとされた書類については、二重線により削除すること。また、(1) から (5) までの他に入札公告等により提出を求められた書類については、「(6) その他」欄に記載のうえ、併せて提出すること。



## 企業の技術力に関する調書

- 工事番号
- 工事名

### 1. 工事成績

過去4年以内に、会津若松市発注の同種工事において、工事成績が70点以上の施工実績の有無（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	円
⑥工期	～	⑦工事成績	点
⑧工事概要			

※ 工事成績評定通知書の写しを添付すること。

### 2. 優良建設工事表彰

過去10年度以内における会津若松市発注工事での受賞実績の有無（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	円
⑥工期	～	⑦受賞部門	
⑧工事概要			

※ 優良建設工事表彰の写しを添付すること。

### 3. 品質管理能力

I S O 9001 の認証取得の有無  
（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

※ 認証書の写しを添付すること。

4. 若手技術職員（35歳未満）の育成・確保

直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）における「若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」欄の加点の有無（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、加点「有」の場合に記入すること。

「若年技術者の継続的な育成及び確保」の項目 (技術者の35歳未満の割合が15%以上)	該当 ・ 非該当
「新規若年技術職員の育成及び確保」の項目 (35歳未満の新規技術者の割合が1%以上)	該当 ・ 非該当

※ 入札公告日の直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写しを添付すること。

(注) 記載事項の基準日は、入札公告日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、記載にあたっては、別に示す「総合評価方式関係記載留意事項」を確認すること。

### 配置予定技術者の技術力に関する調書

○工事番号

○工事名

配置予定技術者の氏名	
生年月日	
資格	

※ 資格証の写し、恒常的な雇用関係が分かる書類を添付すること。

#### 1. 施工能力

過去10年以内における請負金額が指定金額以上の同種工事（元請）において監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績の有無（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名	( )		
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	円
⑥工期	～	⑦従事役職	監理技術者・主任技術者 ・現場代理人
⑧工事概要			

※ 該当工事について、コリンズ登録がなされている場合は、工事名の（ ）欄に登録番号を記載し、登録がなされていない場合は、該当工事を証明する書類を添付すること。

#### 2. 工事成績

過去10年以内に、会津若松市発注の同種工事において、工事成績点70点以上の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての従事）の有無（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	会津若松市
④施工場所		⑤請負代金の額	円

⑥工期	～	⑦工事成績	点
⑧従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人		
⑨工事概要			

※ 「工事成績評定通知書」及び「現場代理人等通知書」の写しを添付すること。

### 3. 優良建設工事表彰

過去における会津若松市発注工事で優良建設工事表彰を受賞した工事の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての従事）の有無  
（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	会津若松市
④施工場所		⑤請負代金の額	円
⑥工期	～	⑦受賞部門	
⑧従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人		
⑨工事概要			

※ 「優良建設工事表彰」及び「現場代理人等通知書」の写しを添付すること。

### 4. 資格保有年数

資格を保有して3年以上の経験の有無  
（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①資格名称	
②取得年月日	
③登録番号	
④保有年数	

※ 資格者証等の写しを添付すること。

（注） 記載事項の基準日は、入札公告日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、記載にあたっては、別を示す「総合評価方式関係記載留意事項」を確認すること。

## 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書

○工事番号

○工事名

### 1. 障がい者雇用の実績

該当するものの記号を○で囲むこと。

ア	法定義務のある企業であり、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく法定雇用義務を達成している。	ウ	法定義務のない企業だが、障がい者を雇用している。
イ	法定義務のある企業だが、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく法定雇用義務を達成していない。	エ	法定義務のない企業であり、障がい者を雇用していない。

※ 法定義務のある企業については、公共職業安定所へ提出した直近の障害者雇用状況報告書の写しを、法定義務のない企業については、障害者手帳の写し及び雇用保険被保険者証の写しを添付すること。

### 2. 安全管理

過去1年間に安全管理の措置が不適切なことを事由とした、会津若松市工事等入札参加停止措置基準による入札参加停止措置を受けていないかどうか。

該当するものの記号を○で囲むこと。

ア	過去1年間に 入札参加停止措置を 受けていない	イ	過去1年間に 入札参加停止措置を 受けた
---	----------------------------	---	-------------------------

### 3. 環境への配慮

I S O 14001 の認証取得の有無 (該当する方を○で囲むこと。)	有 ・ 無
---	-------

※ 認証書の写しを添付すること。

### 4. 地元業者の活用

該当するものの記号を○で囲むこと。

申請者の地域区分	記号	地元業者で施工可能な割合
申請者が 市内又は準市業者 の場合	ア	請負金額の 80%以上
	イ	請負金額の 60%以上から80%未満
	ウ	請負金額の 60%未満
申請者が 市外業者 の場合	エ	請負金額の 50%以上
	オ	請負金額の 50%未満

## 5. 本店等の所在地

会津若松市内に本店、支店等の所在の有無及び本店、支店等の別 (該当するものを○で囲むこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (本店)</li> <li>・有 (支店等)</li> <li>・無</li> </ul>
--	---

## 6. ボランティア活動

過去3年間以上継続して、会津若松市の区域内でボランティア活動を実施した実績の有無 (該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、活動実績「有」の場合に記入すること。

① ボランティア活動の内容	
② 活動時期	
③ ボランティア活動場所	

※ 活動状況を客観的に証明できる書類を添付すること。(地域の証明、写真、感謝状、新聞記事等)

## 7. 次世代育成支援 (福島県次世代育成支援認証制度の認証)

該当する方を○で囲むこと。

① 「働く女性応援」の認証の有無	有 ・ 無
② 「仕事と生活の調和」の認証の有無	有 ・ 無

※ 認証書の写しを添付すること。

## 8. 新分野進出

平成13年4月1日以降に建設業以外の分野への進出実績の有無  
(該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、進出実績「有」の場合に記入すること。

① 平成13年4月1日以降に建設業以外の新分野へ進出した内容	
② 進出時期	

※ 新分野進出状況を証明する書類を添付すること。(福島県建設業新分野進出企業事業の認定書写し以外の場合は現在も事業を継続していることが分かる資料を添付すること。)

## 9. 除雪活動

過去3年間における会津若松市との除雪契約実績又は過去3年間における会津若松市社会福祉協議会の除雪ボランティアへの登録実績の有無

(該当する方を○で囲むこと。※有の場合は、契約年度又は登録年度を記載すること。)

① 除雪活動の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (会津若松市との除雪契約実績)</li> <li>・有 (会津若松市社会福祉協議会の除雪ボランティアへの登録実績)</li> <li>・無</li> </ul>
② 契約年度又は登録年度	

※ 会津若松市との除雪契約書等の写し、又は会津若松市社会福祉協議会の除雪ボランティアへの登録実績が証明できる書類等を添付すること。

## 10. 災害協定

該当する方を○で囲むこと。

※ 有の場合は、会津若松市と災害協定締結をしている団体名等を記載すること。

会津若松市との災害協定締結の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (団体名等： )</li> <li>・無</li> </ul>
------------------	---

※ 協定書及び団体への加入等が証明できる書類を添付すること。

## 11. 消防団への加入状況

会津若松市の消防団に過去1年間以上継続加入している者(継続加入中の者)を1年以上継続雇用している実績の有無

(該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、雇用実績「有」の場合に記入すること。

消防団に継続加入している社員	氏名 (ふりがな)	生年月日

※ 恒常的な雇用関係が分かる書類を添付すること。なお、当該社員の消防団への加入状況については、契約検査課より市担当課へ照会し、確認します。

## 12. 男女共同参画の推進

過去における会津若松市男女共同参画推進事業者表彰での受賞実績の有無  
(該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、受賞実績「無」の場合に記入すること。

会津若松市男女共同参画推進条例に基づいた男女共同参画推進の取組実績の有無  
(該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、取組実績「有」の場合に記入すること。

該当する方を○で囲むこと。

取組	項目	実施の有無
(1) 育児や介護等を行なう社員の「仕事」と「家庭」の両立支援の取組	①結婚又は出産退職等の雇用慣行の見直し (※慣行がない場合を含む)	有 ・ 無
	②出産後（育児休暇取得後）の待遇保障	有 ・ 無
	③短時間勤務の制度	有 ・ 無
	④フレックスタイム制	有 ・ 無
	⑤始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ	有 ・ 無
	⑥所定外労働をさせない制度	有 ・ 無
	⑦事業所内の託児施設の措置運営	有 ・ 無
	⑧育児・介護休業者復帰プログラムの実施	有 ・ 無
	⑨再雇用の支援	有 ・ 無
	⑩看護休暇の制度	有 ・ 無
(2) セクシュアル・ハラスメント防止に関する取組について	①方針を服務規程に明記	有 ・ 無
	②研修の実施	有 ・ 無
	③啓発（社内報、パンフレット等の配布など）	有 ・ 無
	④相談窓口の設置	有 ・ 無
	⑤実態調査の実施	有 ・ 無

※ 取組状況が分かる書類を添付すること。（社則等）



### 13. 新卒者・離職者の雇用実績

過去1年間以内に市の区域内に住所を有する新卒者又は離職者を1名以上雇用（正規雇用）している実績の有無  
（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、雇用実績「有」の場合に記入すること。

新卒者又は離職者の雇用状況	
① 氏名	
② 現住所	会津若松市
③ 卒業（中退）又は離職年月日	
④ 雇用年月日	

※ 該当者が新卒者又は離職者であること、その者が1年以内に正規雇用となった従業員であること、市の区域内に住所を有することを証明できる資料を添付すること。（以下の①から③までの書類。①卒業証書又は解雇通知書等の写し。②雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写し。③現住所が確認できる書類）

### 14. 雇用の維持・確保

基準日における正規雇用従業員数と1年前における正規雇用従業員数（いずれも会社法（平成17年法第86号）に定める役員は従業員には含めない。）について、該当する方を○で囲むこと。

・ 増えている  
・ 同数  
・ 減っている

以下、「増えている」又は「同数」の場合に記入すること。

基準日における正規雇用従業員数	1年前における正規雇用従業員数

※ 基準日と1年前の正規雇用の従業員数がそれぞれ確認できる社員名簿等の書類を添付すること。

（注） 記載事項の基準日は、入札公告日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、記載にあたっては、別に示す「総合評価方式関係記載留意事項」を確認すること。



第 5 号様式 (その 2) (第 6 条関係)

商号又は名称 ( )

**施工計画書 (各種管理計画、環境配慮、施工上の工夫)**

○工事番号：第 号 ○工事名：

1	<u>2 工程管理計画</u>	<u>4 安全管理計画</u>
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21	<u>3 品質管理計画及び出来形管理計画</u>	<u>5 環境配慮</u>
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		<u>6 施工上の工夫 (環境配慮を除く)</u>
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		

49

商号又は名称（ ）

### 技術提案書

○工事番号：第 号 ○工事名：

評価項目	
提案の概要(項目)	具体的な施策
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	○利用条件
42	
43	
44	
45	

制限付一般競争入札参加申込書（特定建設工事共同企業体）

年 月 日

会津若松市長

共同企業体名

代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

下記工事に係る制限付一般競争入札参加の申し込みをいたします。

記

工事番号	第 号
工事名	

※ 住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入の上、市に届け出ている使用印鑑を鮮明に押印し、市契約検査課まで持参してください。

第2号様式（第10条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 会津若松市発注に係る〇〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇・〇〇〇 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を会津若松市 〇〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

会津若松市 〇〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号  
〇〇〇 建設株式会社

会津若松市 〇〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号  
〇〇〇 建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 〇〇〇 建設株式会社 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札及び見積に関する一切の権限、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発

注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇 建設株式会社 〇〇%

〇〇〇 建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。  
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちのいずれかを代表者とできるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇建設株式会社 ほか1社は、上記のとおり 〇〇〇・〇〇〇 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

年 月 日

会津若松市 〇〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号  
〇〇〇 建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇 〇〇〇 印

会津若松市 〇〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号  
〇〇〇 建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇 〇〇〇 印